HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Ｈ・ヘラー「政治的民主制と社会的同質性」
Author(s)	大野, 達司//訳; 今井, 弘道//訳
Citation	北大法学論集, 40(2), 165-178
Issue Date	1989-11-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16683
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(2)_p165-178.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

H・ヘラー「政治的民主制と社会的同質性」

大野達司
今井弘道 訳

社会的同質性は政治的民主制にとっていかなる意義を有するのか。これは窮め尽し難い奥行きの深い問題である。ここでは大体のところ、原則的に概念を明確化する作業を通して、ひたすら政治的な観点からこの問題を考察してみたい。従ってここでは社会的、経済的あるいは倫理的観点には立たない。

他のすべての政治的支配と同様に、民主的支配もまた、その本質からして、潜在的に一般的な領域的決定である。政治的に支配を行なう者とは、一定の領域において協働作用の統一体の成立にとって重要な意味をもつ諸行為をめぐって最終的に決定を下し、あるいは領域的決定のこのような統一体に決定的な仕方で関与する者である。[1] 領域的決定の一般性が潜在的なものにとどまることは自明である。しかし、統一体をなす協働作用が、つまりマキャベリ以来国家と称せられてきた数多性における単一性（統一体）が、顕在化させられるべきであるとするなら、領域社会的な共同秩序に関わるあらゆる問題が可能な限り政治的決定へと組み込まれねばならないことになる。だが、あれこれの社会的行為が協働作用の統一体に対して有する重要性についての判断は、歴史的及び社会的な状況や立場とともに変化す

るものである。

領域的決定の統一性ということに鑑れば、政治的なものの本質は、様々な方向性をとり無限の数多性と多様性をもつ諸々の行為を弁証法的に調停し、秩序を与えると同時に与えられる統一体へもたらすことにある、と理解することができる。政治的決定行為は法秩序に妥当性を与え、それを維持する。法秩序の現実存在、実定性、あるいは妥当性は、まさしくそれゆえにこそ行為統一体――事情によっては実定法に反しても自己主張を貫徹しなければならない行為統一体――の現実存在に絶えず依存しているのである。秩序を与える行為統一体は、一定の領域と近隣関係を保ちつつ共存しているという事実のゆえに、人的関係においても原則的には一般的に決定を下し、従ってこの秩序を国家構成員だけでなく、領域内の居住者すべてに課さざるをえない。あらゆる支配は、宗教的、教育的、経済的、性愛的、あるいはその他いかようなしかたで動機づけられ基礎づけられようとも、特定の領域における決定の統一性が究極の目標として要求されている限り、直ちに政治的支配となる。

我々が国家と呼ぶのは、領域的決定機関を構成する諸々の行為の統一体である。従って、全ての政治の根本問題は、領域的決定の統一体〔単一性〕を、一方ではそれを形成する意志行為の数多性の中で、他方ではそれを取りまく他の領域支配の数多性の内部において、成立させかつ存続させることである。このような一般的な領域的決定は、必然的に、人間の「社会的-非社会性」、つまり多様性と社会性という人間の二つの本質的属性のうちに、必然的なものとして根拠づけられている。社会の中でのみ、神と獣の間に置かれたヒトは人間となり、かけがえのない一回性の中でのみ、人間は、精神的にも肉体的にも現実存在を獲得し、維持する。一般的で実効性をもつ領域的決定の統一体は、それゆえ、意志に基づいて成立しうるとしても、人間の物理的な自己維持のための必要条件であり、形而上学的なそれの必要条件でもある。

社会性は此岸における人間存在の基本前提であるが、それはまず何よりも動物界にまで及ぶ自然的事実として開示される。人間社会において個人の多様性と個別化の必然的相関物として我々に示されるのは、自然的なあり方における共同体だけではない。精神的決定も常にその必然的相関物である。捉え難く我々の理解作用にはなじまない自然的衝動の秩序も、更にはとりわけ精神的諸秩序というヒエラルヒーに構成されている〈上部構造〉も、人間社会の永遠に対立的な構造を結合させているのである。人間の共同生活は、常に同時に具体的な人間の意志的決

定によって秩序を与えられる共同生活であって、自然主義的な基礎に立って成長する共同体が最も確固たるものだなどとは決して言えない。例えば、カトリック教会において千年にわたって人間を分離したり結合させたりしてきたのは理念的権力であった。

こうした決定は、近隣領域の協働作用の統一性に関わるや、直ちに政治的なものになる。文明化と分業化は、社会的諸関係の範囲と複雑さの拡大上昇に結びついて進展した。このような進展は意志的に制定される秩序の必要性を増大させ、集権的に行なわれる政治的決定の数を増大させ、もって増加しつつあった行政幹部を通して活動する政治的決定統一体の仕事を拡張させ、高め、また社会的存在に対して有する政治的統一体の意義をも上昇させていったのである。

さて、すべての政治の本質はこの統一体の形成と維持にある。すべての政治は、緊急事態においては、究極的には攻撃者の物理的殲滅によって、この統一体に向けられた攻撃に対抗しなければならない。

ここに、政治に特有の区別とは友・敵の区別だとするカール・シュミットの主張のまさしく核心がある。緊急事態において政治的統一体に対する内外の攻撃者を殲滅する用意がないところでは、いかなる政治も原則的に否定されているのである。殺戮兵器の使用がいかなる事情の下でも禁ぜられている国家、自らの代表者が内外から狙撃される場合にもそれへの応射を許さない国家は、自己を放棄しているのである。

だが、友・敵の区別は政治に特有のものであり、すべての政治的行為と動機とはそこに還元されるというシュミットの見解には、論議の余地がある。このような区別によって善悪、美醜、益害というような価値カテゴリーを調整することは認識論的に容認しえないという点を度外視しても、シュミットの友と敵との区別は循環論法である。「政治的」なる付加形容詞を取り去れば、この対立項は何ら政治に特有のものを示さないからである。わが友は汝の友であり、汝の敵はわが敵たる筈である。政治的な友もまたこのことを、何らかの信条的な友、幼なじみ、仕事上の友、莫逆の友がするのと同様に有意味なものとして説明しうるのである。カール・シュミットは、内政的な統一形成の領域を全く政治とは見ていない。事実、すべての政治的行為が友・敵の区別に還元可能だ――この区別にあたって敵とは、自分にふさわしい生のあり方を護るために、防衛し、闘争し、場合によっては殲滅しなければならないような、「とりわけ強い意味において実存的に他の者、外在者[2]」を意味する――とするなら、

政治的統一体の成立と存在とは極めて非政治的なものとなろう。シュミットは、出来合いの政治的状態しか見ていない。しかし、政治的状態とはスタティックなものではなく、日々新たに形成されるもの、つまり日々の人民投票なのである。

構成員の数多性の中での統一体〔単一体〕としての国家の生成と自己主張というダイナミックな過程もまた政治である。それは、外部に向けての自己主張と意味的には少なくとも等価値のものである。政治という概念はポリスに由来し、ポレモス即ち戦争に由来するのではない。たとえ両者が共通の語源をもっているということが依然として重要だとしても。世界国家〔civitas maxima〕は、実践的に人々がそれを可能ないし望ましいと考えるかどうかを全く別にして、少なくとも理論的命題としては異論の余地なきものであり、人間の本質的性向との矛盾もない。今日の状況では、それは、政治的な友・敵区別が必ずしもすべての事情の下で不可避な政治的カテゴリーではないことを立証するのに役立つ。これに反して、領域的決定の統一体という定義は、世界国家の本質をもそれなりに十分に特徴づけているといいうるであろう。シュミットの友・敵対立が国家の意味づけをなしえないのは、次の理由による。即ちその対立は、その言葉の創始者であるシュミットの意に沿うならば、捉え難いものとして、つまり異なる性質を抱く原始的-生命的な「かくあって他ではありえないもの」という純粋に生命的な対立として理解されざるをえないという理由である。

民主主義とは人民による支配〔Volksherschaft〕である。民衆が支配する〔demos kratein〕べきであるなら、いかなる事情の下でも民衆が決定—及び作用統一体を形成していなければならない。つまり民主制もあらゆる支配形態と同様に、それに対して若干数の法律が妥当しているような意志統一システムを示していなければならない。民主的支配形式の特質は、その代表者がゲノッセンシャフト的に選任される点と、その代表者の立場が主権的ではなく、執政官的なものである点である。あらゆる民主的代表者は、例外なく常に人民により直接間接に任免され、その代表としての決定権力は、独立性を有するにせよ、合理的に制定された秩序を通じて人民の意志に拘束される。社会学的に、場合によっては社会倫理的に人民に拘束されているということが、民主的代表者の特徴なのではない。かような事態は専制的な代表者についても成立しているからである。「服従が支配をつくる〔oboedientia facit imperantem〕」[3]というスピノザの言葉が妥当しない支配形態など、そもそも存在しない。しかし、このような拘束が更に法律上の根拠と十分な実効性を

有する法的サンクションをそなえているのは、民主制だけである。民主的な代表者選任方法は極めて様々でありうる。リベラルな民主制によって形成される中央決定機関の直接選挙だけでなく、レーテ・システムによって媒介される選挙もまた――拘束的委任を受ける単なる経済的な利益代表の選任ということが問題となっているのではない場合には――、民主的な代表者選任の形式を示している。民主的な代表者の立場に関しても、多くの可能性がある。議会制や民主的レーテ・システムと並んで、アメリカの諸都市で試みられた代表の形式も民主的と呼びうる。それは、議会やレーテを断念し、広範な決定機能を有する一人ないし二人の代表者のみを、何時でもリコールに訴えることができるという条件つきで選任するものである。

代表の選任は、政治的統一体形成のダイナミズムの中での重要な局面をなしている。ところで現代民主制をめぐる問題性は、民主的な代表の選任が法律的形式をとって下から上へ向けてなされるべきだとされる点に存する。下といってもどの程度までをいうのか、支配する人民に属するのは誰か、年齢や性の違いや教養や所有の相違を根拠としてそこから排除されるのは誰か、これらの問題は歴史的変遷に委ねられている。

民主制の中で複数政党制が有する意義には、多分に誤認され侮辱されているが、大きなものがある。その意義は、民主的な代表の選任の意義が洞察されてはじめて、認識可能となる。複数政党制は、レーテ・システムにおいても、我々が民主的国家と呼ぶ意志の統一化のシステムにおける特有の機能として、不可欠である。かような媒介システムをもたず、従って数多性の中におかれた媒介されざる対立が直接統一されているというあり方を民主的だと考えることはできない。

民主制にとって社会的同質性がいかなる意義を有するのかも、たった今示唆された問題性の中に含まれる。民主制は下から上へ向けて行なわれる自覚的な政治的決定であり、すべての代表は法律上共同体意志に依存しているとされた。数多性としての人民は、自己自身を統一体〔単一性〕としての人民へと自覚的に形成して行かねばならない。政治的統一体形成がそもそも可能であるためには、一定程度の社会的同質性が存在していなくてはならない。かような同質性の現実存在が信じられ想定されている限り、敵対者との議論によって政治的一致へと達する可能性が――物理的暴力による抑圧が断念され、敵対者と会話を交すことが可能な限りで――存在するであろう。カール・シュミットは、暴力神話の非合理的な魅惑にとらわれて、討論の公共性への信念と意見の自由競争による真理発見への信念と

が議会制の根拠（ratio）だとし、そこに議会制の「精神的中心」があるとしたが、これらの指摘は上に指摘したことから正鵠を射るものとはいい難い。議会制についてのかような根拠づけは、従来は若干の合理主義的弁護論者たちにも見られたものである。だがそれ以上にそれは今日の議会制の敵対者たちの好餌とされてきた。しかし実際に議会制の精神史的基礎をなすのは、公共的な討論そのものへの信念ではなく、討論の共通の基礎の現実存在についての信念であり、従って、裸の暴力の排除という条件の下でなら意見の一致に至り得るであろう内政上の敵対者に対して、フェア・プレイをもってする可能性なのである。このような同質性意識が消え去ってはじめて、それまでは話しあう政党であったものが命ずる政党となるのである。

かくして政治的統一体形成の可能性、代表の任用の可能性、そして代表者の地位の安定性の程度は、社会的同質性の程度に依存している。一定程度の社会的同質性なしには民主的統一形成はもはやそもそも可能ではない。このような社会的同質性が存在しなくなるのは、政治的に重要性をもつ人民のすべての部分がもはやいかなる形においても政治的統一体の中に自らを再認しえなくなった場合であり、国家的シンボルや代表者といかなる形においてもアイデンティティをもち得なくなった場合である。この瞬間に統一体は瓦解し、内戦、独裁、外国による支配の可能性が生じる。大陸における連合政権の難産、その短命、安定した実効性の欠如、これらは社会的同質性が不十分なことの最も顕著な兆候であり、従って現代民主制にとっての極めて由々しき危機の徴表なのである。

このような状況の正しい評価と変革はもとより、それの正しい認識すら、今日限りなく困難になっている。それは、無内容な思考の双生児であり、抽象のみをこととするユートピア的観念論や同様の基礎しかもたない自然主義の結果である。前者は現実の生を無視した地上の天国を政治的理想として構成し、後者はすべての社会的同質性を、生への衝動、血の共同体、精神分析にいうところのリビドーなどに還元する。

しかし、社会的同質性は、敵対的関係を不可避とする社会構造の廃棄を意味するものでは決してない。対立なき平和な共同体、支配なき社会は、預言者の約束としては意味あるものかも知れない。しかし、エルンスト・ミヒェル[1]の見解の究極的基礎にもなっている聖者の共同体の此岸化を政治的目標として追求するなら、それは政治的領域ばかりか宗教的領域をも変質させてしまうであろう。社会的同質性とは、常に存在する対立状況や利害闘争が、我々意識と我々感情とを通して、自己を実現す

る共同体意志を通して、結合したものとして現れるような社会心理学的状態に他ならない。社会的意識のかような相対的一体化状態は、途方もない緊張対立を自己の内にとりこみ、宗教的、政治的、経済的、及びその他の途方もない敵対を消化することができる。このような我々意識を生み出したり破壊したりするものは何かという問題に対して普遍妥当的な答えを示すことはできない。個々の生活領域においてこのような意識の永続的創造者を見いだそうとする試みは、これまで失敗に終わってきたし、また挫折せざるをえない。正しいのはただ、各々の時代に、社会的存在と意識との適合性が、つまり一つの社会形態が、認識されうるということだけである。社会的同質性を左右するのは、いつも時代の意識が圧倒的にその中心を占めているような領域なのである。

ヨーロッパ近世においては、ルネッサンス以来存在論が此岸化されていたため、共通の言語、共通の文化と政治史が、社会心理学的同化の最も重要なファクターとなっていた。現代の時代精神は、観念論的な態度をとるものであれ唯物論的な態度をとるものであれ、実際には自然主義的な現実の領域にしか関係していない。精神的〈上部構造〉は雲散霧消して派生物に、つまり経済的、性的ないしは人種的存在についての無力なイデオロギーやフィクションとなってしまっている。これらのありかたが、社会的同質性をもますます左右するようになってしまった。こうしたイデオロギー理論は実証主義的あるいは歴史主義的な迷信を暴露するものであり、その限りで人間の傲慢のたいそう良い薬となる。

だが、政治においては、このような途方もない階級対立と人種対立の中へと置き入れられている今日の民主制はどのようにして自己を貫徹しうるのかという恐しい問がメドゥサの首のように多方面に向けてつきつけられている。民主制の存続は、他のいかなる政治形態よりもはるかに高い程度において、社会的同一化状態の存在に依存している。今日では左派も右派も、民主制という方法によっては政治的な統一体形成は不可能だと考えているが、このような状況を念頭におけば、この点は理解されるであろう。幻滅に陥った市民層のネオ-マキャベリズムは、永遠に同一的な〈エリートの循環〉の中で独裁的に権力を維持するために、ヴィルフレト・パレートの意味において民主的な、ナショナルな、そして社会主義的な〈イデオロギー〉を、一言にしていえば全ての〈イデオロギー〉を、国家機密〔arcana imperii〕として用いているに過ぎない。ドイツにおいても、君主主義は、少なくとも比較的若い世代を問題とする限りは、待

望されている〈強者〉――行動するが商議せず、社会心理的な同質性と政治的統一体形成を、自明ながらブルジョアの立場を保ちつつ強制する〈強者〉――にかけられたベールに過ぎない。しかしプロレタリアートも、所与の経済的不均衡を眼前にしてやはり民主的形態に疑いを抱き、現代ないし近い将来に自由と平等の為の教育的独裁を希望している。束の間の政治的平穏や当然の疲労感はあるにせよ、政治的民主制の前提が、社会的同質性の状態が、いかなる時代にもなかったほど甚だしく欠如しているのである。

確かに、市民的同質性をここ数世紀のヨーロッパは実現してきた。法的意味における奴隷は、つまりいかなる権利や行為の自由も意のままにしえず、古代民主制において国家から当然に排除されるものとされていた人々は、今日ではもはや存在しない。公民〔Staatsbürger〕としての資格をもった人だけではなく、人間である限りのあらゆる人が、人格、家族、及び所有の形式上平等な保障を享受している。形式的-法律的な政治的同質性も同様に確立されている。即ち、統一体形成への形式的に平等な参与と形式的に平等な任官可能性が、全ての公民に保障されている。しかしながらまさしくこの、ヘーゲルとともに「自由の意識における進歩」といってもよい事態こそが、今日においては民主的統一形成を脅かす元凶となっている。

なぜなら、このような自由の意識は、一方では社会的不平等の意識ともなり、他方では政治的な権力意識ともなっているである。後者は、長期にわたって暴力的に抑圧しうるものでないとはいえ、独立した文化的指導や政治的統一形成を一時的に引き受けるにもいまだ十分なものではない。他面において、意識の社会-心理学的同化は、経済状態の原則的変革や意識の根本的改革なしには達成されえない。民主的政治形態は、事実として顕在化した社会的階級闘争を、それが達成される時点まで持ちこたえうるであろうか？　経済的基礎の上で成長してきた階級闘争は、それ自体としては、必ずしも民主制を破砕するわけではない。プロレタリアートは、自分の力に優る敵対者にも民主的同権が与えられるなら民主的形式における階級闘争は絶望的な宿命にあるという確信を抱くようになれば、その瞬間にはじめて独裁に訴えることになるであろう。

このような信念がプロレタリアートに浸透するに至るかどうかは、本質的に支配階級の見識に、あるいはこの階級の知識人層の見識に、依存している。自分や他人の気持ちを民主制の形式倫理をもって鎮めようとしても無駄である。確かに、政治的民主制は国家のあらゆる構成員に対して、代表者の選任を通じ

て政治的統一体形成へ影響を及ぼす等しい可能性を提供しようとしていることは事実である。だが、社会的不平等は至高の法〔summum jus〕を最悪の不法〔summa injuria〕としかねない。最も根本的な形式的平等も、社会的同質性がなければ最も根本的な不平等になり、形式民主制は支配階級の独裁と化してしまうのである。

経済的及び技術的優越性は、支配者の手に、直接および間接に世論に影響を及ぼし政治的民主制をその実際の反対物に転化させるに十分な手段を与える。政党、新聞、映画、そして印刷物を財政的に支配し、学校や大学に社会的影響力を与えることによって、支配者は、直接に買収しなくとも、官僚機構や投票マシーンに卓越した影響力を及ぼしうる。その結果、民主的形式には指一本も触れることなく、内容上の独裁が達成されうる。このような影響力の行使は、匿名的で無責任であるがゆえに一層危険である。それは、代表選任の形式を守りながら内容を変造することにより、政治的民主制を虚構とするからである。

プロレタリアートがこのような矛盾を自覚し、更に自分たちの力を揮いさえすれば、すべての工場はいうにおよばず、いかなる国家さえも歯車が止まってしまうことを知ったなら、彼等は階級闘争の民主的形式を次の二つの条件の下でしか尊重しなくなるであろう。つまり、民主的形式がプロレタリアートに成果への何らかの展望を保障すること、そして現在の支配状況の精神的-倫理的基礎付けと歴史的必然性とを明らかにしうることという条件である。これらがプロレタリアートの見識に依存していることも確かである。だが、それとは比較にならないほどに、それは支配者とその支持者の精神的-倫理的能力にかかっている。階級的予断を超越した政治的判断を下そうとする真剣な努力を払わない政治家、階級司法に陥ることのないようにすべての諸階級の価値判断を相互に衡量する努力を怠る裁判官、このような人々やその他のすべての国家的決定機関は、そのような場合プロレタリアートの眼には、むき出しの階級国家を代表するものと映る。彼らにとってこのような国家は、何ら義務づける力をもたない単なる抑圧手段であって、闘争対象としての価値をもつにすぎないものと感ぜられる。このような状況においては、両階級の経済的存在だけではなく、精神的-倫理的意識もまた、媒介なしに異質なものとして対立しあう。ブルジョアは、プロレタリアにとっては、もはや同等者としてはあらわれない。この時ブルジョアはブルジョア階級国家の独裁をプロレタリア階級独裁に対置しているのである。

諸階級の間の経済的不均衡によって政治的民主制が危機にさ

らされているということは、長期的にというわけではないにしても、まずは日常的なコンヴェンションの同質性――スイスやアメリカ合衆国において一定程度までは形成されてきたような――を弱める。コンヴェンションの等しさは経済的なるものにおける不平等の結果ある程度忘却されてしまう。逆に、日常的通交が挨拶や服装においてさえ経済的差異があらわに強調されるようになればなるほど、参内資格、士官資格、組合加入資格などのカースト的閉鎖性が公然と際立っている社会的サークルや集団の数が多くなればなるほど、また肩書や地位、名誉を求めるための教育・学歴におけるコンヴェンショナルな等級づけが浸透していけばいくほど、公的生活での席の区別が――たとえそれが電車の席や、教会の席の場合であれ――厳密に意識されればされるほど、階級的異質性の意識はますます大きくなり、政治的に等しい可能性をもつフェア・プレイを政治的階級敵に対して保障しようとする気構えがますます少なくなっていく。

最後に人類学的同質性も政治的民主制の一前提となりうることは、アメリカの黒人問題が示している通りである。南北戦争後黒人に対して保障されていた選挙権は、再び剝奪された。そして、合衆国の市民が普遍的人権に向けている全くの心からの真剣なパトスは、奴隷が民主制の埒外の存在であることがプラトンのような人に自明のことと考えられていたのと同じように、合衆国の市民が当然のように黒人を民主制から排除する妨げになるわけでは全くない。確かに、黒人問題は単なる人類学的問題ではない。しかし、それを単に一個の経済的な問題と見なすのは誤りであろう。これに対して、ヨーロッパの労働者問題は、我々の自覚的行為が問題となる限りにおいては、まず第一に経済的問題であり、そうであり続ける。そして、今日の民主制を脅かす社会的不平等を、そして支配者の階級闘争上の姿勢を、次のことほどに特徴的に示しているものはない。それは、経済的不平等を人類学的不平等へと改作し、プロレタリアートを価値的に劣等な血の共同体に属するものとして有産階級から分離し、そのことによって後者の既得の支配権を血に即して正当化しようとする試みである。「神はその滅ぼさんと欲する人人をして先ず狂はしむ」[2]という言葉はまことに肯綮にあたるものといえよう。プロレタリアートが支配階級と同質的でないのは経済上のことに限らないとすれば、プロレタリアートを支配階級から分離するものが単に所有と教養との可変的な関係だけでなく、不可変な血でさえあるとすれば、一体いかなる種類の連帯感情をもってプロレタリアートはこの支配者に民主的同権を認容することができるというのだろうか!?

市民層の中では、およそこの一世紀来、国民的〔national〕文化共同体を国家的統合の十分なファクターと見なすのが通例となっている。私自身が国民的〔national〕文化共同体の国家形成力を過小評価しているなどと疑念を挟まれることは、よもやあるまい。④それだけに私には、文化共同体そのものも一定程度の社会的同質性なしには成立不可能だということを、一層はっきりと強調することが許される筈である。今日のプロレタリアートの国民的〔national〕文化への参加のあり方で、無産階級を民主的統一体形成の諸形式につなぎ止めておくに十分ではないかとする市民の見込みは、ほとんど素朴な自己偽瞞だといわざるを得ない。次のオトマール・シュパンの言葉はある程度まで正当なのである。「…精神的共同体への参与が達成される限りにおいてのみ、国民間の〔völkisch〕真の相違も明らかとなりうる。否、まさしく国民〔Nation〕への真の…帰属性が明らかとなってくる。それ以外のものはすべて、利益共同体の中で出現してくるものにすぎない。⑤」

そもそも政治的良心が、シュパンの言うように〈大衆〉のともかく現在の文化的無能力状態を引合いに出せば安らぐ程度のものであるから、⑥大衆が階級と置き換えられたり、更に自己の属する階級が他の階級に比べてその精神的本質からいってより高い価値があるなどという主張がまかり通るのである。階級国家のこの種の正統化は、政治的には、階級を人種的差異に解消しようとする理論と原則的に等しい効果をもつ。それもまた、ついには最後の拘束を解き放ち、プロレタリア独裁へと流されて行くことは必然である。その際我々は、〔第一次大〕戦後のヨーロッパにおいて主権的国民国家〔Nationalstaat〕思想がすべての階級に対する説得力を著しく損ねてしまったという事実を、ここでは度外視することにしたい。支配階級自身にとっても、今日の国民国家がヨーロッパ連邦国家よりも国民〔Nation〕の自己維持に役立つかどうかは、大いに問題とされている。このような根拠からもただちに、国民〔Nation〕の理念が民主的統一体形成を正統化するに不十分であることは明らかであろう。

最後にもう一言、決定的な問題に触れておきたい。つまり、経済的、文化的、及び慣習的な同質性の欠如は、宗教に由来する我々意識のおかげで階級的敵対者も神の子としての平等性の中に取り入れられるということによって、埋め合わせのつくものではないということを示唆しておきたい。しかしながら、我々の意志の作用から引き出されるこのような同質性は、政治的民主制にとっても卓越した意義を有している。今、政治的統一体形成という目的のための手段として宗教を利用することを勧め

る市民層の大集団が存在する。自分たちだけが支配の知恵を手にする一方で、民衆〔Volk〕には宗教を抱かせようとする無神論的カトリシズムは、フランスにだけ存在しているわけではない。ドイツでは更に、自らの前革命的講壇社会主義のために愛する神を社会的鎮撫手段として讃えることによって贖罪しようとするタイプの学者がいる。政治の道具として宗教を用いるのは冒瀆だということを度外視しても、このような宗教の利用の推奨は、とてつもない政治的愚行である。人々もその意図に気づかずにはいないだろうし、そうすれば気分を害するだけである。

ドストエフスキーの『悪霊』の中でシャートフは、「民衆をもたぬ者は、神をももつことがない」[3]という重い含蓄をもつ言葉を口にしている。確かに〈国民〔Nation〕の神話〉から宗教的〈神話〉を合理的に構成することはできる。しかし〈国民の神話〉によって、人民〔Volk〕をも神をも、現実に生み出すなどできはしないのである。

原注（②③は全集編者による補注）

① この点についての切迫した記述としては、Vgl. Hermann Heller, Die Souveränität, siehe oben Abt.1, Nr.2.

② Carl Schmitt, Der Begriff des Politischen (siehe unten S.479, Anm.31〔全集の指示では oben S.497. とあるが誤りと思われる〕), S.4.〔「政治の概念」（菅野喜八郎訳『危機の政治理論』（清水幾太郎責任編集・現代思想1、ダイヤモンド社）所収）一八三頁〕

③ Hermann Heller, Die Souveränität, siehe oben S.57 Anm.123〔「この主張は様々な場所に見いだされる。Vgl. z. B. „obtemperantia subditum facit," Benedict de Spinoza, Tractatus theologicus-politicus (1670), in Opera (Hg. von J.v.Vloten und J.P.N.Land), Bd.I, Den Haag 1882, S.565.」とある。〕.

④ Vgl.Hernamm Heller, Sozialismus und Nation, in Gesammelte Schriften, Bd.1, Abt.2, Nr.5.

⑤ Othmar Spann, Gesellschaftslehre, 2.Aufl.Leibzig 1923, S.483.

⑥ Ebd.

訳注

（1）Michel, Ernst（1899－1964）。カトリック社会・文化哲学者、精神分析家。ナチ時代には公職追放される。ドイツの政治的及び文化的カトリシズムの最も重要な指導者の一人であり、カトリシズムと当時の形而上学的思考とを結びつけようと試みたために、教会関係の教職と対立に陥ったといわれる。戦間期の著作として、次のものがある。Kirche und Wirklichkeit (1923), Zur Grundlegung einer katholischen Politik (1923), Politik aus dem Glauben (1926).

（2）quos deus perdere vult, dementat prius. ソポクレース『アンティゴネー』六二〇。呉茂一訳（岩波文庫）では「その心性を神さまが、禍いな迷いへと引き入れたもう男の眼には、悪がいつしか善と見えるもの、それで無事に過ごせる時とては、ほんのわずかなあいだきりだ」とある。姪アンティゴネーの死罪を決めたテーバイの王クレオンの運命、そしてオィディプス家の運命について語られている。恐らくヘラーは神と支配者、クレオンとプロレタリアートとを重ね合わせている。つまり予め人類学的不平等を措定すること（狂はしむる）により経済的不平等（破滅）を宿命論的に正当化しているというわけである。

（3）ドストエフスキー『悪霊』（江川卓訳、新潮文庫）上・五七頁。農奴解放を背景として、「なんの目的ももたないリベラリスト」《高度のリベラリスト》というある種の観念論的インテリをシャートフが批判した言葉。「民衆をもたぬ者は、神をももつことがない！　はっきり言いますがね、自国の民衆を理解することをやめて、民衆との結びつきを失った者は、即座に、それに応じて、国民的な信仰を失うし、無神論者になるか、無関心派になるしかないんです。」

本稿は、Hermann Heller, Politische Demokratie und soziale Homogenität, in : Probleme der Demokratie, I Reihe, 1928, S.35－47. (auch in : Hermann Heller Gesammelte Schriften Bd.II.S.421－433) の全訳である。本稿も、拙訳「市民とブルジョア」（北大法学論集三九巻三号）、「政治における天才宗教と大衆自生主義」（同四〇巻一号）と同一線上にあるものであり、それらの後記をも各々参照して頂ければ幸いである。本論文についても、『国家学』(Sttatslehre, 安世舟訳）な

どでは論文の性格上見えにくくなっているヘラーの政治理解が、「政治的民主制」と「社会的同質性」というヘラーの政治理論の中心的概念を通じて、比較的ストレートに伝わってくる。「社会的同質性」の位置づけがワイマール期の政治状況を前提とする当時の国家論の中で重要な争点をなしていたことについては改めて繰り返すまでもない。本論文は一般にヘラーと比較されることの多いC・シュミットへの言及や、R・スメントの議論を意識している部分などが散見されるので、このようなアプローチからも一定の興味を惹かれるのではないかと思われる。

ヘラーの議論は、社会的同質性がそのまま議会で確保されうるという類の素朴な民主制論ではない。議会制の媒介をへることのない直接的な代表選出＝過度の一体性創出への危惧とともに、議会制の根拠を討論そのものにではなく、討論の共通の基盤に求めるという二面的構成となっている。その結果、議会制や民主制は機能主義的に把握されることとなり、それ自体としての価値的正統化は剝奪されることになる。ヘラーは階級対立をこえた社会的同質性の前提があればこそフェアプレイ、いわば討論のモラルがはたらくという。だが議会制の基礎たる社会的同質性はいかにして確保されるのか。ヘラーはリベラリズムモデル、ルソー型民主主義モデルをも拒否しているが、この点には充分な解答が与えられていないように思われる。社会的同質性形成の上で、ヘラーの枠組みでは国民的文化が大きな比重を占めている。「数多性の中での統一」を、国民的文化共同体の統一はいかにして実現できるのか。以上の論点も含めたヘラー民主制論の抱えている「時代的特質」については、最近公表された、斉藤誠「ヘルマン・ヘラーの民主主義論」（『ワイマール共和国の政治思想』（宮田光雄編）所収）に詳しい。なお前回同様、全体にわたって〔…〕は訳者による補足（原語の併記も含む）である。